

2023年度(令和5年度) 教育・保育施設の「利用定員」について

1 利用定員について

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことで、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で定める定員のことで、「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき明石市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て支援法第31条第2項により、関係者の意見聴取を行うこととされています。

「認可定員」とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。「認可定員」の範囲内で利用定員を設定するものです。

2 明石市内の教育・保育施設等の利用定員（予定）

年月日	総数	1号	2号	3号
令和4年4月1日	12,277	3,132	5,025	4,120
令和5年4月1日	12,445	3,087	5,207	4,151
増減数	+168	△45	+182	+31

令和5年4月1日においては、令和4年度中の待機児童対策に伴う保育所、小規模保育園の整備などにより、2号、3号の保育所部分の利用定員が213名増加しています。1号定員（幼稚園部分）については、主に公立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行により2号認定が増加したことなどに伴い、45人減少しています。

※上記変更後の利用定員には、令和5年4月1日で新規開園予定等の施設を含んでいます。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所、認定こども園 小規模保育事業所

※支給認定には3つの区分があり、その区分に応じて、利用できる施設など（幼稚園、保育所、認定こども園等）が決まります。

（「保育の必要な事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護等です。）

3 令和5年4月1日の教育・保育施設等の利用定員変更施設（予定）

(1) 新規開園予定の施設

施設名		総数	1号	2号	3号
保育所(2園)	Memorytree 明石保育園	76	-	42	34
	おおくぼ COCORO 保育園	60	-	39	21
小規模(1園)	えみか保育園西明石	12	-	-	12
計		148	-	81	67

(2) 認定こども園移行施設

施設名		総数	1号	2号	3号
認定 こども園 (8園)	大久保保育園・分園	8	3	0	5
	ゆたかこども園・分園	13	6	3	4
	認定こども園あかつきの森	15	15	0	0
	ステラートこども園	15	15	0	0
	さわの保育園・分園	△2	3	8	△13
	西明石愛児園・分園	△11	3	0	△14
	魚住保育園・分園	7	6	△1	2
	みらい保育園	9	9	0	0
計		54	60	10	△16

(3) 公立幼稚園活用

施設名		総数	1号	2号	3号
認定こども園化	3園（松が丘幼稚園、藤江幼稚園、錦浦幼稚園）	0	△91	91	-
計		0	△91	91	-

(4) 定員減

施設名		総数	1号	2号	3号
分園閉園	わかば保育園松陰分園	△20	-	0	△20
利用定員減	牧羊幼稚園	△14	△14	-	-
計		△34	△14	0	△20